

寒川町下水道条例施行規則新旧対照表

| 現行   | 改正案  |
|--|--|
| <p>～略～</p> <p>(排水設備の構造基準)</p> <p>第3条 排水設備の構造基準は、法令に定めがあるもののほか、次の各号によらなければならない。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(加える)</u></p>   | <p>～略～</p> <p>(排水設備の構造基準)</p> <p>第3条 排水設備の構造基準は、法令に定めがあるもののほか、次の各号によらなければならない。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(11) <u>ディスポーザ排水処理システム</u><br/><u>(生ごみを粉碎しこれを排水処理部で処理し、その排水を公共下水道へ排除する機器の総体をいう。次条第1項第7号において同じ。)</u>を設置するときは、<u>町長が別に定める設置基準及び維持管理に関する事項を遵守すること。</u></p>        |
| <p>(排水設備等の確認申請)</p> <p>第4条 条例第5条の規定により排水設備等の新設等の確認を受けようとする者は、工事着手前に排水設備設置等確認申請書(第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。この場合、土地、家屋の状況により2人以上共同して設置するときは、代表者を定め、代表者が申請しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(加える)</u></p> <p>(7) (略)</p> | <p>(排水設備等の確認申請)</p> <p>第4条 条例第5条の規定により排水設備等の新設等の確認を受けようとする者は、工事着手前に排水設備設置等確認申請書(第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。この場合、土地、家屋の状況により2人以上共同して設置するときは、代表者を定め、代表者が申請しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>ディスポーザ排水処理システムを設置するときは、町長が別に定めるところにより、当該ディスポーザ排水処理システムの構造、性能、維持管理等に関する書類</u></p> |
| <p>2 (略)</p>   | <p>2 (略)</p>   |
| <p>～略～</p>   | <p>～略～</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、平成27年4月1日から施行する。</u></p>  |